

津波避難タワーステージ利用ルール

1 ステージの利用目的

北浜海岸に設置された津波避難タワーのステージ（以下、「施設」という。）は、文化、スポーツ等を通じて大磯町の地域活性化に資することを目的とした活動を行う場合、利用することができます。

2 利用資格

施設を利用できる方は次のとおりです。

- (1) 5人以上で構成される団体で、町内に在住、在学、在勤の方を過半数含む団体
- (2) 町内に事務所を有する法人その他の団体
- (3) 町内で開催するスポーツ等の競技大会等の表彰式を施設で行う団体

3 禁止行為

- (1) 施設では、次に該当する行為はできません。
 - ア 公の秩序又は善良の風俗を乱す行為
 - イ 騒音、異臭など周辺地域に迷惑を及ぼすおそれがある行為
 - ウ 施設及び津波避難タワーを損傷するおそれがある行為
 - エ 営利を目的とした商業的な行為
 - オ 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる行為
 - カ 特定の政党又は宗教の利害に係る行為
 - キ その他、施設及び津波避難タワーの管理上支障がある行為
- (2) 施設の利用に伴い、施設周辺の砂浜にて上記の行為が行われる場合やこれらの行為が助長される場合も、施設を利用することはできません。
- (3) 施設を利用する権利を譲渡、転貸及び転売することはできません。申し込みは、必ず主催者が行ってください。

4 利用時間等

- (1) 施設を利用できる時間は、準備及び片付けを含め原則として午前 10 時から午後 4 時までです。ただし、町主催の行事は除きます。
- (2) 海水浴場開設期間中及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までの間は、施設は利用できません。ただし、町主催の行事は除きます。
- (3) 施設の利用料金は無料です。

5 利用方法

- (1) 施設の利用に際しては、利用する日の属する月の 2 ヶ月前から 2 週間前までに町（産業

環境部産業観光課みなと推進係)に利用申込書及び、2の利用資格を満たすことがわかる書類を提出してください。なお、イベントを行う場合は、イベントの実施計画書等内容がわかる書類を併せて提出してください。

- (2) 申込書の提出後に審査を行い、利用承認書を発行します。なお、審査に際し必要な書類の提出を求めることがあります。
- (3) 審査の結果、承認できない場合もあります。また、承認に際し、利用上の条件をつけることがあります。
- (4) 施設の利用は、1日につき1団体とします。
- (5) 利用は、原則として先着順とします。ただし、同日に利用申込みがあり、重複した場合には、抽選にて利用者を決めます。

6 遵守事項及び注意事項

- (1) 施設利用中は、責任者が必ず常駐し、関係者及び来場者に本ルール of 遵守事項等を厳守させてください。
- (2) 施設及び津波避難タワーでの飲食、喫煙、飲酒及び火気の使用は禁止とします。
- (3) 近隣住民や他の海浜・港湾利用者の迷惑になるような大音量を出すことは禁止とします。音量の目安としては、施設北側の防潮堤の地点で65デシベル以下としますが、苦情等があった場合、職員において音量が大きいと判断した場合等は音量を下げさせていただきます。
- (4) 近隣住民や他の海浜・港湾利用者が迷惑と感じ、又は嫌悪感を抱くようなダンスイベント及びそれに類するイベントは禁止とします。
- (5) 人声、楽器、音響機器等の音を大きく発し、来場者がダンスに興ずることを容認するようなイベントは禁止とします。
- (6) 施設内及びその周辺に危険物を持ち込まないでください。
- (7) ペットを連れて施設内に入らないでください。
- (8) 施設の利用によって生じた施設及び施設周辺のごみは、お持ち帰りください。
- (9) 施設及び施設周辺での泥酔や他人に迷惑を及ぼす行為は禁止とします。
- (10) 施設利用者は施設周辺の海岸清掃を実施してください。また、施設利用後は必ず清掃作業を行うとともに、施設を元の状態に戻してください。
- (11) 施設及び津波避難タワーを損傷した場合は、原状回復又は弁償していただきます。直ちに町担当課に御連絡ください。
- (12) 施設及び施設周辺での事故については、町では責任は負いかねます。
- (13) 原則として、施設までの車両の乗り入れはできません。
- (14) 申込みの内容に虚偽があった場合及び大幅に内容を変更した場合は、利用承認を取り消す場合があります。
- (15) 大磯町暴力団排除条例(平成24年大磯町条例第7号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又

は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる方を含む団体は利用できません。

- (16) 騒音、風紀上の問題など、周辺地域に影響がある場合又は迷惑・影響があると予想される場合は、利用を中止させていただくことがあります。
- (17) 天候不順（雷、台風、暴風雨、波浪等）等により施設の利用に影響があると予想される場合は、利用はできません。事前に町担当課から利用中止の連絡をさせていただくことがあります。また、利用中において天候不順等の事態が生じたときは、利用途中で利用を中止させていただくことがあります。
- (18) 利用に際し、本ルールに違反した場合は、それ以降の利用を承認しないことがありますので、ご注意ください。
- (19) 施設利用当日は、利用承認書を持参してください。町職員から提示を求められた場合は、利用承認書を提示してください。
- (20) その他、利用に際しては、町の指示に従ってください。

○問い合わせ

大磯町大磯 1398-18 大磯港港湾管理事務所

大磯町産業環境部産業観光課みなと推進係

TEL/FAX 0463-61-5719

E-mail minato@town.oiso.kanagawa.jp